

## インターネット型税理士報酬自動振替システム

# 「Ho-net」利用規則

『Ho-net』は、「報酬自動支払制度約定〔Web型〕」とこの「利用規則」によって運営されるものとする。

### 1. 目的

この規則は、報酬自動支払制度を利用する北海道税理士協同組合（以下、「組合」という）の組合員・賛助会員（以下、「税理士」という）が、利用上必要な登録事項・変更事項の届け出や結果明細の受取り等を、組合が運営するインターネット型税理士報酬自動振替システム「Ho-net」（以下、「Ho-net」という）により行う場合の基本的事項を定めるものである。

### 2. 利用申込み

- (1) 「Ho-net」を利用する税理士は、所定の申込書を組合に提出して申込むものとする。
- (2) 組合は、申込書受領後、「Ho-net」の開通日、ID・パスワード等を記載した通知書を、申込書に記載された税理士宛に郵送するものとする。

### 3. ID・パスワードの管理

- (1) 税理士は、自己の管理においてID・パスワードを第三者に開示・漏洩せず、第三者に知られることのないよう秘密に管理するものとする。組合は、ID・パスワードでなされた「Ho-net」の利用を税理士によってなされたものとみなし、利用者または第三者からのID・パスワードの漏洩・使用上の誤りなどによる第三者の不正利用等について、一切責任を負わないものとする。
- (2) 税理士は、自己の責任において、原則としてパスワードを定期的に変更するものとする。

### 4. 変更の届け

税理士は、申込時に届け出た事務所名称・所在地など申込書記載の事項に変更が生じた場合には、税理士の責任において「Ho-net」の税理士情報を修正するものとする。

但し、振込口座については、組合所定の変更届出書に必要事項を記入・押印のうえ、本組合宛届け出るものとする。

### 5. 利用環境

「Ho-net」の利用にあたっては、下記条件を満たした環境を推奨する。

条件を満たさない環境下の場合、正しく表示されない、動作しない等の現象が起こる場合がある。

- (1) 対象 OS … Windows 11 32H2 以上
- (2) Web ブラウザ … Google Chrome 最新バージョン、  
Microsoft Edge 最新バージョン

- (3) ディスプレイ及び解像度 … 1280×1024 以上
- (4) ブラウザの設定 … JavaScript 及び Cookie の利用が有効となっている事。
- (5) 接続環境 … TLS1.2 が使用可能な環境。
- (6) 帳票の表示 … 「Ho-net」から出力される帳票(PDF ファイル)の閲覧には、Adobe Reader が必要となる。
- (7) 注意事項 … 「Ho-net」を同時に複数のブラウザ(タブ)で開いて利用された場合、正しく動作しない場合がある。

## 6. 利用時間・入力制限期間

- (1) 「Ho-net」の利用時間は、毎日 8 時～21 時までとする。なお、組合は 1 カ月前までに予告のうえ、利用時間を改定することができるものとする。
- (2) 每月入力締切日から当月末日までの期間は、閲覧はできるが入力業務はできないものとする。
- (3) 組合は、前各項にかかわらず次の場合「Ho-net」の提供を予告なく一時的に停止することができるものとする。
  - ・「Ho-net」の提供に必要な機器又はソフトウェア（以下、「提供資源」という）に障害が発生した場合、若しくはシステム改修、提供資源の保守等が必要となった場合。
  - ・停電、通信回線の停止、天災地変、その他「Ho-net」を提供できない事由が生じた場合、又は生じる恐れがあると組合が判断した場合。
  - ・その他、組合が「Ho-net」の一時的な停止が必要と判断される事象が生じた場合。

## 7. サポートデスク

「Ho-net」利用上の問合せは、組合事務局にて電話により受付けるものとする。

但し、問合せの内容が操作に関するものでなく、システム上の不具合等によると判断する場合には、組合の委託業者が対応するものとする。

組合事務局の受付時間は、次のとおりとする。

- (1) 9:00～17:00（土、日、祝日、及びお盆期間、年末年始等組合が定める休日を除く）

## 8. 税理士への通知

組合は、「Ho-net」に関し必要な税理士への諸通知を次の方法により行うものとする。

- (1) 税理士が組合に届け出た電子メールアドレス宛に、電子メールを送信する方法。  
この場合、電子メールを発信したときをもって、通知が完了したものとみなす。
- (2) 「Ho-net」の画面上に表示する方法。  
この場合、画面に表示することにより、通知が完了したものとみなす。

## 9. 禁止事項

- (1) 税理士は、次の事項を行ってはならない。
  - ・他の税理士のデータへのアクセス、及びデータの漏洩、改ざん、破壊など。
  - ・自己の ID・パスワードの第三者への開示、及び使用許諾。
  - ・その他、正常な運営を阻害し、組合または第三者の権利を侵害するなど不適切と判断される行為など。

(2) 税理士が前項のいずれかに違反した場合、又は違反する恐れがある場合、組合は税理士に何らの通知を行うことなく「Ho-net」の利用を停止することができるものとする。

## 10. 国外での利用制限

税理士は、日本国内で「Ho-net」を利用するものとする。これ以外の場合、「Ho-net」が利用可能であること、内容が正確であることを保証しない。

## 11. 守秘義務

組合は、税理士が「Ho-net」に登録したデータを、他の目的に利用したり他に漏洩したりすることはしない。

## 12. 免責・損害賠償

(1) 組合は、次の事項において、税理士に絶対的な保障をするものではない。

- ・「Ho-net」にプログラムエラーその他の瑕疵、不具合がないこと。
- ・通信経路において障害、漏洩、改ざんがないこと。
- ・「Ho-net」への不正アクセス、不正利用を防止すること。

(2) 税理士は、組合の故意又は重過失により、直接且つ現実に被った通常の損害に限り、組合に対し賠償請求できるものとする。

(3) 組合が負担する賠償金の累積額は、税理士が賠償請求以前の1年間に組合に支払った「Ho-net」の利用料金を限度とする。

(4) 組合は、前項(2)(3)に定める範囲を超えて、賠償責任を負わない。

## 13. 利用料金

### (1) 手数料

- ・取扱手数料 230円（税別）

毎月、振替請求のある関与先1件ごとに課金される。

- ・関与先へ振替案内ハガキの発送を希望する場合は、発送料として1通90円（税別）を取扱手数料に加えて課金する。

### (2) 支払方法

口座振替により集金した報酬等を、税理士指定の口座に振込む都度、差引く方法により徴収する。

### (3) 手数料の差引きが不能の場合

- ・集金額が手数料よりも少額で差引きが出来ない場合、税理士は組合が別途発行する請求書により、組合が指定する振込口座へ速やかに振込むものとする。
- ・手数料の支払いが3カ月以上遅延したとき、組合は税理士に解約日を通知して、「Ho-net」の利用を解約できるものとする。その際、登録されているデータは、解約日をもってすべて消去するものとする。

## 14. 解 約

(1) 「Ho-net」の利用を解約するときは、所定の解約届により申し出るものとし、組合が受理した日をもって解約とする。但し、解約届を受理した日が次回振替口座の入力締

切日を経過している場合には、次回口座振替結果受信日の翌営業日をもって解約とする。

## 15. 解除

組合は、税理士に次のいずれかに該当する事態が生じたときは、何らの催告なしに「Ho-net」の利用を解除できるものとする。

- (1) この規則に著しく違反したとき。
- (2) 死亡又は制限能力者の審判を受けたとき。
- (3) その他「Ho-net」の利用を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

## 16. 規則の改定

組合は、この規則を改定する場合、20日間の予告期間をおいて、改定の内容を本組合ホームページ及び「Ho-net」画面上に掲載することにより掲載の時点から改定できるものとする。

(平成26年8月26日制定)  
(令和7年10月1日変更)